

＜ 料 金 表 ＞ 【令和6年8月1日改定】

【ケアハウスせせらぎ緑風苑】

入居者階層別料金表

(単位：円)

対象収入による階層区分		利 用 料 金				
		区分	居住費 (個室)	サービス 提供費	生活費	合 計
1	1,500,000円以下	月額	30,000	10,000	46.336	86,336
2	1,500,000円～1,600,000円	〃	30,000	13,000	46.336	89,336
3	1,600,001円～1,700,000円	〃	30,000	16,000	46.336	92,336
4	1,700,001円～1,800,000円	〃	30,000	19,000	46.336	95,336
5	1,800,001円～1,900,000円	〃	30,000	22,000	46.336	98,336
6	1,900,001円～2,000,000円	〃	30,000	25,000	46.336	101,336
7	2,000,001円～2,100,000円	〃	30,000	30,000	46.336	106,336
8	2,100,001円～2,200,000円	〃	30,000	35,000	46.336	111,336
9	2,200,001円～2,300,000円	〃	30,000	40,000	46.336	116,336
10	2,300,001円～2,400,000円	〃	30,000	45,000	46.336	121,336
11	2,400,001円～2,500,000円	〃	30,000	50,000	46.336	126,336
12	2,500,001円～2,600,000円	〃	30,000	57,000	46.336	133,336
13	2,600,001円～2,700,000円	〃	30,000	64,000	46.336	140,336
14	2,700,001円～2,800,000円	〃	30,000	71,000	46.336	147,336
15	2,800,001円～2,900,000円	〃	30,000	78,000	46.336	154,336
16	2,900,001円～3,000,000円	〃	30,000	85,000	46.336	161,336
17	3,000,001円以上	〃	30,000	90,500	46.336	166,836

※ただし「岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」改正に伴い変更をいたします。

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

※ 二人室の居住費について

- Aタイプ 一人で利用の場合45,500円（一月当り）  
二人で利用の場合54,000円（一月当り）
- Bタイプ 一人で利用の場合48,000円（一月当り）

二人で利用の場合60,000円（一月当り）

※ 生活費について

- 1か月の利用料のうち、食費控除分を共用部分にかかる水道光熱費としていただきます。
- 欠食の場合食費を減額させていただきます。

朝食 一食当り252円減額 昼／夕食 一食当り530円減額

※ 居室で使用される電気料金、水道料金、電球、電池などは個人負担となります。

※ 冬季加算額として11月から3月まで2,283円が加算されます。

※ 介護保険のサービスを利用された場合の利用料等は個人負担になります。